

役員及び評議員等の報酬及び費用の支給に関する規程

社会福祉法人 屏山福祉会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人屏山福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、役員及び評議員に対し、その職務の執行の対価として、報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）への出席又は立会
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(評議員に対する報酬の額)

第3条 評議員に対する報酬は、定款第9条の規定により、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、前条第2項各号に規定する職務の執行に対し、日額6,000円を支給する。

(役員に対する報酬の額)

第4条 役員に対する報酬は、各年度の総額が30万円を超えない範囲で支給するものとし、第2条第2項各号に規定する職務の執行に対し、日額6,000円を支給する。

(費用の支給及びその額)

第5条 役員及び評議員には、第2条第2項に規定する職務の執行に伴う費用として、次に掲げる額を支給する。

- (1) 第2条第2項(1)から(3)の職務について、勤務に伴う交通費が発生する場合は、当該交通費実費
- (2) 第2条第2項(4)及び(5)の職務について、その執行に伴い旅費が発生する場合は、当該交通費及び宿泊費の実費
- (3) 前各号の他、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用で、法人において負担することが妥当と認められる額

(報酬及び費用の支給方法)

第6条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給するものとする。

2 前項にかかわらず、前条(2)及び(3)に掲げる費用については、当該役員又は評議員の旅

費請求書及びその他の費用の請求書の提出後速やかに支給するものとする。ただし、必要により、事前に概算払いを行い、職務の終了後精算をすることができるものとする。

(適用除外)

第7条 法人の職員である理事については、前条までの報酬及び費用の支給は行わず、社会福祉法人屏山福社会旅費規定によるものとする。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。